

## 食品安全委員会（第756回会合）議事次第

### 1. 日時及び場所

令和元年9月10日（火） 14:00～  
大会議室

### 2. 出席委員（6名）

山本茂貴（委員長代理）  
川西徹  
吉田緑  
香西みどり  
堀口逸子  
吉田充

### 3. 議事

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた「食品添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）から添加物1品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。））の製造基準を削除すること。

（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

[1]1、3-ジクロロプロペン [2]イマザピル

[3]フェンプロパトリン [4]ベンタゾン

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1品目

シフルトリン

（厚生労働省からの説明）

・飼料添加物 1品目

ジブチルヒドロキシトルエン

（厚生労働省からの説明）

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目  
除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMO  
N88701×MON88913系統  
(厚生労働省からの説明)

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチドニナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

#### 4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
  - (2-1) 食品健康影響評価について<1、3-ジクロロプロペン>
  - (2-2) 食品健康影響評価について<イマザピル>
  - (2-3) 食品健康影響評価について<フェンプロパトリン>
  - (2-4) 食品健康影響評価について<ベンタゾン>
  - (2-5) 食品健康影響評価について<シフルトリン>
  - (2-6) 食品健康影響評価について<ジブチルヒドロキシトルエン>
  - (2-7) 「1、3-ジクロロプロペン」、「イマザピル」、「フェンプロパトリン」、「ベンタゾン」、「シフルトリン」及び「ジブチルヒドロキシトルエン」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
  - (2-8) 食品健康影響評価について<除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統>
- (3-1) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチドニナトリウム>
- (3-2) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩>
- (3-3) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ>